

(巻末資料 3)

アンケート調査結果の基本データ

各表の上に記した図番号は、
報告書本文中の対応する図を示す。

回答者が所属する都道府県および都道府県ごとの回収率 (図 1、図 1-2)

	N	%	回収率
北海道	81	16.2	45.0%
青森県	1	0.2	100.0%
岩手県	1	0.2	100.0%
宮城県	27	5.4	77.1%
秋田県	1	0.2	100.0%
山形県	1	0.2	100.0%
福島県	1	0.2	100.0%
茨城県	1	0.2	100.0%
栃木県	1	0.2	100.0%
群馬県	1	0.2	100.0%
埼玉県	1	0.2	100.0%
千葉県	38	7.6	70.4%
東京都	1	0.2	100.0%
神奈川県	19	3.8	57.6%
新潟県	20	4.0	66.7%
富山県	16	3.2	100.0%
石川県	1	0.2	100.0%
福井県	12	2.4	70.6%
山梨県	1	0.2	100.0%
長野県	35	7.0	45.5%
岐阜県	39	7.8	92.9%
静岡県	1	0.2	100.0%
愛知県	47	9.4	85.5%
三重県	1	0.2	100.0%
滋賀県	5	1.0	26.3%
京都府	17	3.4	65.4%
大阪府	1	0.2	100.0%
兵庫県	1	0.2	100.0%
奈良県	1	0.2	100.0%
和歌山県	1	0.2	100.0%

鳥取県	7	1.4	36.8%
島根県	8	1.6	40.0%
岡山県	13	2.6	48.1%
広島県	1	0.2	100.0%
山口県	1	0.2	100.0%
徳島県	1	0.2	100.0%
香川県	11	2.2	64.7%
愛媛県	13	2.6	65.0%
高知県	1	0.2	100.0%
福岡県	37	7.4	61.7%
佐賀県	1	0.2	100.0%
長崎県	1	0.2	100.0%
熊本県	1	0.2	100.0%
大分県	1	0.2	100.0%
宮崎県	12	2.4	46.2%
鹿児島県	16	3.2	37.2%
沖縄県	1	0.2	100.0%
全体	500	100.0	59.3%

死亡診断書発行料金の基準について（図4）

	N	%
あり	54	10.8
なし	446	89.2
全体	500	100.0

死亡診断書発行料金の基準の根拠について（図5）（複数回答可）

	N	%
自治体条例等で規定	39	72.2
行政内部で規定	0	0.0
地元医師会との協議により基準を設定	0	0.0
都道府県との協議により基準を設定	1	1.9
その他（自由記述）	17	31.5
全体	54	100.0

個別の事例における死亡診断書発行料金決定基準（図7）（複数回答可）

	N	%
死亡診断書を交付する医師から請求の あった額	315	63.0
葬儀会社から請求のあった額	82	16.4
その他（自由記述）	108	21.6
無回答	57	11.4
全体	500	100.0

死体検案書発行料金の基準（図8）

	N	%
あり	51	10.2
なし	449	89.8
全体	500	100.0

死体検案書発行料金の基準の根拠について（図 9）

	N	%
自治体条例等で規定	35	68.6
行政内部で規定	0	0.0
地元医師会との協議により基準を設定	1	2.0
都道府県との協議により基準を設定	1	2.0
その他(自由記述)	17	33.3
無回答	1	2.0
全体	51	100.0

基準で定められている発行料が一律かどうか（図 10）

	N	%
一律である	38	74.5
一律ではない	13	25.5
全体	51	100.0

死体検案書の発行料金の基準にどのような要素が考慮されているか（複数回答可）（図 12）

	N	%
検案を行う時間帯	2	3.9
検案を行う場所までの距離	2	3.9
検案に要した時間	3	5.9
死体の状況(高度腐敗等)	3	5.9
その他(自由記述)	29	56.9
無回答	18	35.3
全体	51	100.0

個別の事例において、死体検案書の発行料金の基準をどのように決定しているか（複数回答可）（図 13）

	N	%
死亡診断書を交付する医師から請求のあった額	317	63.4
葬儀会社から請求のあった額	81	16.2
その他(自由記述)	108	21.6
無回答	60	12.0
全体	500	100.0

**死因の種類が「2 交通事故～12 不詳の死」のいずれかが選択されている
死亡診断書又は死体検案書の取り扱いについて（複数回答可）（図 14）**

	N	%
死体検案書である場合のみ受理する。	72	14.4
死体検案書のみならず、死亡診断書であっても受理する。	290	58.0
検視済であることを示す警察の押印がなければ受理しない。	38	7.6
警察による検視等を経ているか、作成した医師に問い合わせ、検視等を経ている場合のみ受理する。	43	8.6
警察による検視等を経ているかどうかにかかわらず受理する。	145	29.0
無回答	66	13.2
全体	500	100.0